

菰野町公告第プ3号

下記の業務について、公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

菰野町長 諸岡高幸

1. 事業名

菰野町口座振替Web受付サービス導入業務委託及び利用契約（長期継続契約）

2. 履行場所

菰野町大字潤田地内（菰野町庁舎内）

3. 業務概要

プロポーザル実施要領及び仕様書のとおり。

4. 履行期間

プロポーザル実施要領のとおり。

5. 提案上限額

プロポーザル実施要領のとおり。

6. 応募条件

（1）応募者

応募者は、次のとおりとする。

①応募者は、本業務を行う能力を有する企業とする。

②応募者は、本プロポーザルに必要な諸手続きを行うほか、契約に係る優先交渉権者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。

（2）応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。

① 菰野町競争入札参加資格者名簿（物品、業務委託）において、業種一覧「（大分類）事務事業委任」－「（中分類）2503システム開発・管理」－「（小分類）システム開発」において登録がある者

②プロポーザル参加申込書等により本プロポーザルの内容を十分に遂行できると認められる者

③上記のほか、菰野町条件付一般競争入札実施要綱（平成13年要綱第10号）第4条の規定に該当すること。

（3）応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

②菰野町建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成20年要綱第7号の1）に基づく指名停止期間中の者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者

④不正な手段を用いて本業務を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者

7. プロポーザル参加申込みの手続き等

プロポーザル実施要領のとおり。

8. 契約保証金

契約保証金の納付等については、菰野町契約規則（平成18年規則第7号）に定めるところによる。

9. 支払い条件

菰野町会計規則（昭和40年規則第1号）及び菰野町契約規則による。

10. その他

- (1) 本プロポーザルに参加するために必要な資格の無い者のした提案又は本プロポーザルに関する条件に違反した提案は、無効とする。
- (2) 提出書類の金額、印影若しくは重要な文字の誤脱、識別しがたい提案又は金額を訂正した書類を提出したときは、無効とする。
- (3) 応募者が契約までに本プロポーザルの条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- (4) 談合情報があったときは、入札談合等情報対応マニュアルに基づき対応する。その際、審査を中止するか、又は審査に参加できる者の数を減ずる場合がある。
- (5) 前号の談合情報を調査必要と判断した場合には、辞退届は受理しない。また、その提出書類は返却しない。
- (6) 契約締結後、談合等の違法行為が確認された場合は、受注者に対し損害賠償金として請負金額の10分の2に相当する額の支払を求める。
- (7) 本公告のほか、関係法令及びプロポーザル実施要領により行う。